議案第１０９号

久喜市木材利用推進基金条例

（設置）

第1条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号）に基づき、木材の利用の推進に関する事業に資金を充てることを目的に、森林環境譲与税を財源として、久喜市木材利用推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条　基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条　市長は、第1条の目的のため、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

（繰替運用）

第6条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第7条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和元年９月３日提出

久喜市長　　梅　　田　　修　　一

提案理由

　国から譲与される森林環境譲与税を有効活用し、木材利用の推進を図るため、基金を設置したいので、この案を提出するものであります。